

研究ノート

北朝鮮とEU・EU加盟国との関係

川崎 晴朗

はじめに.....	18
1 .EU加盟国と北朝鮮.....	20
2 .EUと北朝鮮.....	28
3 .ピョンヤンにある西ヨーロッパ諸国、国際機関の公館.....	32
4 .西ヨーロッパ諸国にある北朝鮮の公館.....	45
5 .EUと韓国.....	53
6 .北朝鮮・EU関係の根底にあるもの.....	54
結びに代えて.....	60

はじめに

*Pour la Commission [Européenne], les Etats qui formulent des réserves quant aux relations bilatérales [La France et l'Irlande] ne peuvent s'opposer à des relations au niveau communautaire.**

2001年5月2日 4日、スウェーデン(当時のEU理事会議長国)のペーション首相(Göran Persson)、EU理事会事務総長で共通外交・安全保障政策(CFSP:Common Foreign and Security Policy)上級代表を兼ねるソラナ(Xavier Solana Madariaga)及び欧州委員会のパッテン対外関係担当委員(Christopher Patten)は、ピョンヤン及びソウルを歴訪した。この訪問は“EU troika's visit”と呼ばれ、朝鮮半島における和平プロセスに対するEU(European Union:欧州連合)の支持を明確に示し、また北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)との関係強化をはかることを目的としていたが¹⁾、その後、5月14日に至り、欧州委員会は北朝鮮との外交関係を設定した旨を発表した。5月31日、欧州議会は決議を採択、ペーション首相一行に欧州議員が加わっていなかった点には失望を表明しながらも(前文C項)、北朝鮮と外交関係を樹立したとの欧州委員会の発表を歓迎した(本文第5項)²⁾。

5月14日に行なわれた欧州委員会の発表は、EUが北朝鮮と外交関係を設定したという内容で、同委員会は同月12日までにEU加盟国がかかる関係の開設に賛成であるか、または反対はしないとの立場であることを確認し、14日にブリュッセルで開

* 2001年5月16日付*Le Monde*、4面。注(32)参照。

1) 欧州委員会、*Bulletin of the European Union*, 2001年5月、ポイント1.6.91; 同、*General Report on the Activities of the European Union*, 2001年版、ポイント1078。

2) European Parliament resolution on the outcome of the Council and Commission mission to Korea(PE305.564/171-2)。決議のテキストは*Official Journal of the European Communities*のCシリーズに載るが、2002年8月31日付C207までは未掲載となっている。なお、欧州委員会、*Bulletin of the European Union*, 2002年9月、ポイント1.6.88参照。

催された外相理事会がこれを承認、パッテン委員は白南淳(Paek Nam Sun)外相にあてた同日付書簡でEU側の決定を北朝鮮政府に伝えた。書簡は北京で北朝鮮側に届けられたが、北朝鮮及びEUは、両者間の外交関係設定の具体的手続について、今後その詳細をつめることになった³⁾。

現在、EU域外の第三国及び国際機関の多くが三つの欧州共同体 ECSC (European Coal and Steel Community、欧州石炭鉄鋼共同体) EEC(欧州共同体)及びユーラトム(European Atomic Energy Community: 欧州原子力共同体)をさす。EUは、これら三つの共同体を基礎とし、CFSP等、加盟国政府間の各種の協力形態により補充される一種の国家結合体である⁴⁾。 の全部または一部と外交関係を維持し、相互に常駐代表を交換している⁵⁾。3共同体と外交関係を設定した第三国には少なからざる数の社会主義国及びかつての社会主義国が含まれているが、いまや北朝鮮がこれに加わったことになる。ただし、北朝鮮が三つの共同体の全部と

3)2001年5月15日付毎日新聞、7面、読売新聞、2面、日本経済新聞、8面等。

4)1993年11月1日、EUの発足に際し、欧州経済共同体(European Economic Community = EEC)は欧州共同体(European Community = EC)に改組された。しかし、本稿ではEUの誕生前の時期も取扱うため、“ EEC ”の略称を使用する。本稿で“ EC ”の表現を使う場合は、三つのヨーロッパ共同体(European Communities)をさす。なお、ECSC設立条約が2002年7月22日、効力を失ったので、共同体は三つでなく二つとなった。

5)欧州委員会は、2001年3月の時点で、計103の第三国に常駐代表を派遣し(兼任国は含まない。)。その一方、同年12月の段階で167に及び第三国が3共同体の全部または一部に常駐代表を派遣していた。国際機関については、EU理事会がジュネーヴ及びニュー・ヨークに連絡事務所、また欧州委員会がウィーン、ジュネーヴ、ニュー・ヨーク、パリ及びローマに代表部を置き、その一方、国連諸機関、国連専門機関を含む政府間・非政府間国際機関の多くが欧州委員会に代表部または連絡事務所を設置していた(EU、 *Interinstitutional Directory : Who's Who in the European Union ?* March 2001(Luxembourg : Office for Official Publications of the European Communities, 2001), pp. 253-262 ; 欧州委員会、 *Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes et Représentations auprès de la Commission*, Janvier 2002(Office for Official Publications..., 2002)。

外交関係を樹立したのか、またはEECのみとかかる関係を設定したのか明らかでなく(ヨーロッパ3共同体のそれぞれは、国際法の主体として、第三国との条約の締結、外交使節の派遣・接受等について行為能力を認められているが、EU自体は国際法上の主体性をもたないとされている。) また北朝鮮及びEUがそれぞれ相手方にいつ、どのような形で代表部を開設するのかの点も、現時点では、まだはっきりしていない。

一方、EUは15の加盟国で構成されているが、現在までに北朝鮮と外交関係を設定したのは、そのうち、フランス及びアイルランドをのぞく13カ国である。3共同体の原加盟国6カ国についてみると、フランス以外の5カ国が北朝鮮と外交関係を樹立したのは2000年1月から2001年3月までの期間であって、比較的最近のことである。また、北朝鮮及び同国とかかる関係をもつに至った13のEU加盟国の間で専任の外交使節を交換している例は、まだ少ないようである。

この段階で本稿を執筆したのは、一つには、EU及びその加盟国と北朝鮮とのこれまでの公式関係を筆者が入手し得た限りの資料をもとに再構築するため、不完全ながら、本稿はこの関係の今後の動きをフォローする上で参考になるであろう。また、形成期にあるCFSPが、とくに北東アジア地域に関し将来いかなる展開を見せるかを占う上で、このようなレビューは有益かも知れないと考えたことも、本稿を発表する動機となった。なお、本文中、敬称を省略した場合がある。

1 . EU加盟国と北朝鮮

EU加盟国及び北朝鮮の間の外交関係

EU加盟国のうち、13カ国がすでに北朝鮮と外交関係を開設している。その状況をリストにすれば、次の通りである。

スウェーデン

1973年4月6日 北朝鮮の承認を決定。

1973年4月7日 外交関係を樹立。

フィンランド

1973年4月13日 北朝鮮の承認を決定。

1973年6月2日 外交関係を樹立。

デンマーク

1973年5月21日 北朝鮮の承認を決定。

1973年7月17日 外交関係を樹立。

オーストリア

1974年12月17日 外交関係を樹立。

ポルトガル

1975年4月22日 外交関係を樹立。

イタリア

2000年1月4日 外交関係を樹立。

イギリス

2000年12月12日 外交関係を樹立。

オランダ

2001年1月15日 外交関係を樹立。

ベルギー

2001年1月23日 外交関係を樹立。

スペイン

2001年2月7日 外交関係を樹立。

ドイツ

2001年3月1日 外交関係を樹立。

ルクセンブルグ

2001年3月5日 外交関係を樹立。

ギリシャ

2001年3月8日 外交関係を樹立。

以上13カ国のうち、イタリア、オランダ、ベルギー、ドイツ及びルクセンブルグの5カ国は3共同体の原加盟国である。3共同体ないしEUに加盟する前に北朝鮮と外交関係に入ったのはスウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア及びポルトガルの5カ国で、加盟後に同国と外交関係を開設したのはイギリス、スペイン及びギリシャの3カ国である。いずれにしても、2000年6月13日 15日、ピョンヤンで韓国の金大中 (Kim Dae Jung) 大統領及び北朝鮮の金正日 (Kim Jong Il) 労働党総書記の間で歴史的な首脳会談が行なわれ、15日に5項目からなる共同宣言が正式署名されて以来、EU加盟国が続々と北朝鮮と外交関係を樹立したことは明白である。

EU加盟国のうち、フランス(原加盟国)及びアイルランド(1973年1月1日加盟)の2カ国が北朝鮮と外交関係を設定していないことになる。

三つのコメント

ここで、次の3点を指摘することとしたい。

(1) 上記リストでは、13カ国の一部については北朝鮮を承認した日付及び同国と外交関係を樹立した日付を掲げ、一部の国については北朝鮮と外交関係を設定した日付のみを示している。

国際法上、新しく成立した国家を承認することは承認を与える国の一方的行為であり、また外交関係の設定は関係する二つの国の合意に基づく双方行為であるとされる。しかし、第2次大戦後に成立した「二分国家」については、多くの年月を経たあとで第三国が二分国家を構成する二つの政権の双方またはいずれかを改めて承認することは、承認の対象とされる政権がこれを嫌う場合があるように見受けられる。そのような場合は、第三国は承認のステップを踏まず、最初から当該の政権と合意の上で外交関係を設定し、両者の間に一般国際法が支配する関係が開始されることになる。

北朝鮮は1948年9月9日に成立したので(韓国の誕生は同年8月15日)、西側では最初の国としてスウェーデンが同国を承認したとき、すでに二十数年の歳月が経過していた。スウェーデンにつづき、フィンランド、デンマーク、ノルウェー及びアイスラン

ドが北朝鮮と国交を樹立したが、これは1973年3月29日及び30日、オスロで開かれた北欧理事会の外相会議で、加盟5カ国が韓国及び北朝鮮の双方と外交関係を樹立することで原則的な合意に達したためである⁶⁾。フィンランドはそれまで韓国・北朝鮮のいずれをも承認しない政策をとっていたが、他の4カ国は、当時は韓国のみを承認していた。

スウェーデンは同年4月6日、北朝鮮を承認した上で同国に外交関係の設定を提案し⁷⁾、フィンランド及びデンマークがこれにつづいたのであるが⁸⁾、ノールウェー及びアイスランドは北朝鮮を承認することなく、同国とただちに外交関係を開設した⁹⁾。

北欧諸国について北朝鮮と外交関係を設定した西ヨーロッパの国は、オーストリア及びスイス、すなわち、二つの永世中立国であった。1974年末、北朝鮮の李成熙 (Lee Song Hi) 外交部(当時)副部長を長とする外交部のミッションがこれら両国を訪れたのであるが、ウィーンで発行されている*Die Presse*紙は、同年12月13日付紙面で、同日、オーストリア外務省のシュタイナー (Ludwig Steiner) 政務局長及び李副部長の間で外交関係の樹立に関し協議が行なわれる、と報じた(2面)。この協議がい

6) 1973年3月30日付 *Svenska Dagbladet*, p. 24, 3月31日付朝日新聞、夕刊2面等。

7) 1973年4月7日付 *The New York Times*, p.4, *Svenska Dagbladet*, p.1, p.11. *Svenska Dagbladet*は、オスロの会議で5カ国が南北朝鮮との関係正常化を目指すことで合意したのは朝鮮半島の緊張緩和のためであり、またスウェーデンによる北朝鮮の承認を明らかにしたウィクマン (Kristen Wickman) 外相も、これは朝鮮半島の緊張緩和に寄与するであろうと述べた旨を報道している。

8) フィンランドは1973年4月6日、韓国及び北朝鮮を承認することを決めた旨を発表し(4月7日付朝日新聞、夕刊1面、4月8日付毎日新聞、1面)、4月13日、実際に両国を承認した(4月14日付毎日新聞、夕刊2面)。同年6月2日のピョンヤン放送によれば、同日、北朝鮮及びフィンランドの間に外交関係が樹立されたことをうたった共同コミュニケが発表された(6月3日付朝日新聞、7面)。韓国・フィンランド間に外交関係が設定されたのは、同年8月24日である。

9) ノールウェー及びアイスランドは、1973年6月22日及び7月27日、それぞれ北朝鮮と外交関係を樹立した。

つ終了したかは必ずしも明らかでないが、12月17日であったと考えられる¹⁰⁾。

李副部長はこのあとスイスに向かい、同国とも外交関係の設定につき合意を遂げた¹¹⁾。なお、北朝鮮は、1973年7月14日調印の協定に基づき、1974年2月以降、チューリッヒに通商代表部を開設していた¹²⁾。

スウェーデン等、西側諸国が北朝鮮と外交関係に入るようになった1973、74年当時、韓国は同国と外交関係をもつ第三国が北朝鮮と同様な関係を樹立することをよるこばなかった。1974年、スイスを含む14カ国が北朝鮮を承認したが、同年12月22日付朝日新聞はソウル発の為田特派員の記事を掲げ、南北承認国の数の開きが狭まっていることに韓国はたじろいでいる¹³⁾、とくにスイスが北朝鮮を承認したことは衝撃であったらしい、これで朝鮮戦争に伴う休戦監視委員会の4カ国(スイス、スウェーデン、チェコスロヴァキア及びポーランド)がすべて「北」と国交を結んだことになるからであ

10) 還太平洋問題研究会編『朝鮮半島総合年表 1945-1985』(原書房、1986年)、市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』(原書房、1996年)は、北朝鮮及びオーストリアが1974年12月12日、外交関係を樹立したというが(それぞれ125頁、150頁)、これは明らかに誤りである。ラチオプレス編集部編『朝鮮民主主義人民共和国組織的人名簿』各版は、北朝鮮及びオーストリアが1974年12月17日に外交関係を結んだとしているが、鄭晋和編『朝鮮史年表』(第3版 雄山閣、1992年)、還太平洋問題研究所編『韓国・北朝鮮総覧』(原書房)、1993 Vol.3も、同じ日付を両国修交の日としている(それぞれ138、313頁)。

11) 1973年12月20日付*Neue Züricher Zeitung*紙が報じたところによると、李副部長一行はベルンでスイス政府と交渉を行ない、12月19日、協定に調印した(33頁)。しかし、12月21日付朝日新聞は、これを12月20日としている(7面)。

12) 注(11)と同じNZZ紙の報道による。なお、注(65)を参照されたい。

13) 外務省『わが外交の近況』、昭和49年版は、「73年は北朝鮮が、韓国と外交関係を有する相当数の諸国……と外交関係を樹立し(73年12月31日現在の韓国承認国90、北朝鮮承認国62、うち双方承認国30)、また韓国が加盟しているWHOに加盟した(5月)ことが注目された。」と述べ(上巻、239-240頁)、また、昭和50年版は、1975年3月31日現在、韓国を承認している国は94、また北朝鮮を承認している国は74(うち双方承認国は40)であったという(上巻、64頁)、北朝鮮のWHO加盟については、本文で後述する。

る、と報じたが(7面)、このような国際環境の下にあって、多くの国は北朝鮮をまず承認することが必要であり、または少なくともそれが自然であると考えたのであろう。しかし、おそらく北朝鮮側の希望で、1973年半ば以降、第三国は承認という手続はとらずに、北朝鮮と協議の上、ただちに同国と外交関係を設定するようになったのではないかと考えられる。ノルウェーは、そのような第三国の最初のケースとなったといえる¹⁴⁾。

(2) ドイツは2001年1月24日の閣議で北朝鮮と外交関係を樹立する方針を決定し、ベルリンで同国とそのための協議を行なった結果、同年3月1日、両国間の外交関係に関する公文の交換が行なわれた¹⁵⁾。

ドイツは、1990年10月3日、ドイツ民主共和国(東ドイツ)を併合したが、北朝鮮及び東ドイツは、1949年11月7日に外交関係を樹立し¹⁶⁾、両国はいずれも相手国の首都に大使館を設置した。東西ドイツの統一後、ピョンヤン及び東ベルリンにあった両国の大使館は「利益代表部 (Interessenvertretungen) となったが、2001年3月以降、両国政府はそれまで相手国に置いていた利益代表部を大使館に格上げし、利益代表部の建物を新大使館の建物として利用することになった。また、両国の利益代表部の長は、いずれもその資格が臨時代理大使に変更された。

14) 1988年6月25日、EEC及びコメコン(経済相互援助会議)は共同宣言によって相互を承認し、また、同年6月、ソ連、チェコスロヴァキア、ハンガリー、東ドイツ及びブルガリアの5カ国は、EECに外交代表部を設置させるとの決定を行なった(EC委員会、*General Report on the Activities of the European Communities*, 1985年版、ポイント826、1986年版、ポイント841、1987年版、ポイント771、1988年版、ポイント836)。ある国際機関に対し、他の国際機関またはその加盟国が外交関係を設定する場合は、このように、まず国際機関同士が相互承認を行なうのが自然なのであろう。なお、コメコンは1991年6月28日に解体されたが、それまでにEEC及びコメコンの間に外交使節が交換されたことも、またEEC加盟国がコメコンに外交使節を派遣したこともなかった。

15) 2001年3月2日付 *Die Welt*, p.4、朝日新聞、7面等。

16) 『朝鮮史年表』、90頁。

いずれにせよ、1990年10月から2001年3月までの両国関係は特異な性格のものであった。ドイツ政府の公式な立場は、これは「外交関係より低いレベルでの関係」(Beziehungen unterhalb der diplomatischen Ebene)であったというものの如くである。ドイツ政府が北朝鮮と外交関係を樹立する方針を決めた当時、両国が双方の首都に利益代表部を置いていたため、ドイツはそれまで北朝鮮とこのような関係を設けることを特に急いでいなかったとの報道が行なわれた¹⁷⁾。

後述するように、2001年10月4日、初代の北朝鮮大使がドイツに、また2002年1月15日、初代のドイツ大使が北朝鮮に、それぞれ信任された。

(3)フランスはまだ北朝鮮と外交関係を設定していないが、2000年10月19日、読売新聞の森千春記者がソウルから発した記事によると、当時EU議長国であったフランスのシラク大統領が訪韓した際、金大中・大統領は同大統領に対し、EU加盟国及び北朝鮮の関係改善を促進するよう要請したという¹⁸⁾。

北朝鮮はフランスとの公式関係を設定することに積極的な姿勢を示し、外務省の崔秀憲(Choe Su Hon)次官は、2001年4月4日、この問題をめぐりフランス外務省のジラルド(Dominique Girard)アジア・大洋州局長とパリで協議した。しかし、同日、フランス外務省は、「人権や核拡散防止等の問題で(協議は)進展をみる事がなかった。」との声明を発表した。これにより、両国間の外交関係の樹立は当面見送られる

17)毎日新聞、2001年1月25日付、7面、同年3月2日付、7面。

東西ドイツの統一を控えた1990年9月19日、西ドイツ連邦議会のシュテルケン(Hans Stercken)外交委員長は、共同通信に対し、ドイツが北朝鮮と外交関係を樹立するため、すでに同国と接触を開始していることを明らかにした(9月21日付朝日新聞、7面)。しかし、当時行なわれた両国間の接触は、結実しなかったようである。

統一後の1994年12月3日、韓国の聯合通信(のち「聯合ニュース」)は、北朝鮮がドイツに対し国交樹立を積極的に働きかけている、同国は東ドイツと締結していた諸協定の有効性を主張している、と報じた(12月4日付朝日新聞、7面)。

18)2000年10月20日付読売新聞、7面。同日付Le Mondeによると、シラク大統領は、ヨーロッパはいずれ北朝鮮との対話を強化することができるであろうと述べたととどまるという(p.6)。

こととなり、崔・次官は同日、帰国の途についた¹⁹⁾。

ペーション首相一行のピョンヤン及びソウル訪問後のことであるが、2001年5月16日付 *Le Monde* によると、フランス政府は、5月7日(月)にはじまる週に、欧州委員会に対し、同年4月当時と同じ理由で、フランスは北朝鮮と外交関係を設定する用意がないことを明らかにした(4面)。

しかし、北朝鮮はEUと外交関係を樹立したあともフランスと接触を保っている。例えば、2001年7月17日付ピョンヤン発の朝鮮中央通信によると、北朝鮮外務省の巡回大使、許鐘(Ho Jong)が特使としてフランスを訪問、16日パリでジラルル局長と会談したが、双方は両国関係を一層発展させることが朝鮮半島の安定及び和平プロセスを促進し、ひいてはアジア及び世界の平和と安全に寄与する重要な方途の一つになることを強調したという²⁰⁾。

また、1997年12月2日、フランス国民議会でマルタン(Christian Martin)議員(フランス民主主義連合)を団長とするフランス・朝鮮親善議員団が結成された。2001年9月9日からフランス諸政党のメンバーで構成され、マルタン議員が率いる代表団が訪朝、同月10日、崔泰福(Choe Thae Bok)最高人民会議議長と会見した²¹⁾。

北朝鮮は、パリに総代表部(Mission Générale)を設置している。その開設は1984年12月11日であった。同年12月17日付『朝鮮通信』によると、この代表部はフランスの対外関係省²²⁾と「直接公式的連係」をもち、北朝鮮・フランス両国間の全般的な問題を管轄する、また代表部及び代表部員・その家族は、外交使節団及び外交官・

19)2001年3月26日付毎日新聞、7面、同年4月5日付朝日新聞、7面等。後述するように、北朝鮮及びEUは数回の「政治対話」を行なったが、2000年11月ピョンヤンで行なわれた第3回対話に際しては、ジラルル局長がEU代表団の団長であった(2000年11月27日及び29日付『朝鮮通信』(東京:朝鮮通信社)、それぞれ5、8頁)。

20)2001年7月18日付『朝鮮通信』、5頁。

21)1997年12月17日及び2001年9月11日付『朝鮮通信』、それぞれ7頁、9 - 11頁。

22)フランス外務省は、1981年から86年までの約5年間、“Ministère des Relations Extérieures”と称していた。

その家族が享有するのと同等的の特権を与えられている、という(12 - 3頁)。

2. EUと北朝鮮

白・外相の呼びかけ

2000年6月、ピョンヤンで韓国の金大中・大統領及び北朝鮮の金正日・労働党総書記の間で南北首脳会談が実現したが、この会談の3ヵ月後の2000年9月21日にラヂオプレス等が伝えたところでは、このほど、北朝鮮の白南淳・外相はEU9ヵ国外相及び欧州委員会のパッテン委員に対し、外交関係の樹立を呼びかける書簡を送付した²³⁾。EU9ヵ国とは、15ヵ国中、当時すでに北朝鮮と外交関係を有していた6ヵ国を除いた国々であるが、白・外相の呼びかけに対し、イギリス等7ヵ国が応じ、北朝鮮と外交関係を設定したことはすでに見た通りである。

「政治対話」

EU自体は、冒頭で述べたように、2001年5月になって北朝鮮と外交関係を設定したが、EUは、白・外相が前述の呼びかけを行なうかなり前から、非公式な形ではあるが、北朝鮮と接触を維持してきた。

例えば、1990年2月1日ブリュッセル発の聯合通信によると、このほど在パリの北朝鮮総代表部がEC本部(注 EC理事会・委員会のいずれであるかは明らかでない。)に対し、電話で公式関係樹立のための協議を行ないたいとの希望を非公式に通告してきたが、これに対し、EC側は韓国政府と事前協議し、慎重な姿勢をとるとしているとのことである²⁴⁾。

23)2000年9月22日付朝日新聞、2面。同紙は「外交関係の樹立」でなく「国交樹立」としている。しかし、北朝鮮がヨーロッパ3共同体と「国交」を樹立する訳ではないので、このように表現を改めた。なお、2000年9月21日付『朝鮮通信』、1 - 2頁。

24)1990年2月2日付朝日新聞、夕刊2面。韓国は、1963年3月から、EEC(のちヨーロッパ3共同体)に対し外交代表を派遣していた(本文で後述)。

1993年11月にEUが発足したが、EUは1998年12月、1999年11月及び2000年11月の3回、ブリュッセルまたはピョンヤンで北朝鮮と「政治対話」を行なった。この対話では、北朝鮮における人権状況や大量破壊兵器の開発問題が話合われたという²⁵⁾。また、これとは別に、欧州委員会は北朝鮮に年2回程度、代表団を派遣している²⁶⁾。このような背景の下、北朝鮮の白・外相は2000年秋、欧州委員会のパッテン委員に対し、外交関係の開設を呼びかけたのである。

欧州委員会の提案

2001年3月30日、欧州委員会はEUが北朝鮮と外交関係を樹立するよう、加盟15カ国に提案すると発表した²⁷⁾。そのとき、15カ国のうち13カ国がすでに北朝鮮とこのような関係を維持していた。残る2カ国は、フランス及びアイルランドであった。

これに先立ち、欧州理事会(EU首脳会議)が3月24日、ストックホルムで開催されたが、ペーシヨン首相は、23日夜の夕食会で、北朝鮮からEU代表として正式に招待された旨を明らかにした。同首相の北朝鮮訪問は、金大中・韓国大統領が前年12月に要請したもので、EU側が訪朝のためのいくつかの条件を示したところ、北朝鮮は3月22日、外務省の崔・次官をストックホルムに派遣し、条件の受入れ及び金正日・総書記による正式な招待を伝えたという²⁸⁾。欧州理事会は24日、ペーシヨン首相の訪朝を決定した²⁹⁾。同首相には、ソラナ上級代表及びパッテン委員が同行すること

25)1998年12月3日付『朝鮮通信』、1頁、1999年11月25日、2000年11月27日付朝日新聞、それぞれ8面、4面、2000年10月20日付読売新聞、7面。

26)北朝鮮及びEUの間に外交関係が樹立される前の時期については、1998年5月11日及び1999年1月25日付『朝鮮通信』、それぞれ2 - 3頁、4頁。

27)2001年3月31日付朝日新聞、7面。

28)朝日新聞、2001年3月24日付、夕刊2面、3月25日付、7面。2001年3月19日付『朝鮮通信』によると、崔・次官を団長とする外務省代表団が、スウェーデンを含む欧州諸国歴訪のため、17日ピョンヤンを出発した(2頁)。

29)2001年3月25日付朝日新聞、7面等。

になった。

3月30日の欧州委員会の前記発表は欧州理事会の決定後に行なわれたことになるが、同委員会は、4月2日から始まる週に、加盟15カ国に対し、EUが北朝鮮と外交関係を樹立することを提案し、かつ4月末までに回答するよう求めた³⁰⁾。ペーシヨン首相一行の訪朝前にEU側の態度を決定しようとした(そして、おそらくピョンヤンで北朝鮮と外交関係の設定につき正式に合意し、共同で発表しようとした)ことは明白であると思う。しかし、筆者の想像であるが、フランス政府の回答は訪朝までには得られなかったのであろう。「はじめに」で述べたように、欧州委員会が北朝鮮との外交関係樹立を発表したのは、“troika's visit”終了後の5月14日になった。5月3日、金・総書記との公式会談を終えたあとの記者会見で、パッテン委員は北朝鮮との外交関係の樹立について、「EU15カ国中、(フランスを除く)14カ国は同意しており、今回の訪朝をもとに、数週間かけて前向きに検討する。」と述べたが³¹⁾、パッテン委員の発言から、当時アイルランドはEUが北朝鮮と外交関係を設定することに賛成していたことが十分に推察できる。

フランスについては、前述したようにペーシヨン首相一行がピョンヤン及びソウルを訪問したあとになって、同国は欧州委員会に対し、北朝鮮との外交関係は当面は開設しないが、EUが北朝鮮と公式関係をもつことには反対しない旨を明らかにしたと思われる。5月16日付*Le Monde*紙(前掲)は、北朝鮮との2国間関係の設定を差し控えている国は、共同体レベルでの関係を設定することに反対できないというのが欧州委員会の立場である旨を報じた³²⁾。CFSPの精神からすれば、この立場は正しいのかも知れない。

こうして、2001年5月以降、EU加盟国のうちフランス及びアイルランドは北朝鮮

30)2001年3月31日付朝日新聞、7面、毎日新聞、6面。

31)2001年5月4日付朝日新聞、5面。

32)本稿の冒頭で、原文を引用した。

と外交関係を有しないが、EUは同国と外交関係をもつという状況が生じた³³⁾。すなわち、北朝鮮とEU加盟国の大部分との間に、この時点から、外交関係がいわば重層的に形成されることになったのである。

これまでに、第三国が、ヨーロッパ3共同体の加盟国の一つまたはそれ以上の国と国交を有しないまま3共同体と外交関係を設定した実例は存在した。

かかる例を最初に提供したのは旧ベルギー領コンゴ(現在のコンゴ民主共和国)で、同国は1960年6月30日にベルギーから独立、両国間に外交関係が設定されたが、同年7月13日、コンゴはこの関係を断絶する決定を行なった。しかし、同国はEECに対する初代代表としてムベカ(Joseph Mbeka)大使を任命し、同大使は10月5日、ハルシュタイン(Walter Hallstein)委員長を表敬訪問した。のち、ベルギー及びコンゴは国交を回復し、1962年3月、コンゴはキニ(Sébastien Kini)全権公使を臨時代理大使の資格でベルギーに派遣した(ムベカ大使とは別)。キニ公使の後任、カハンバ(Joseph Kahamba)公使は1963年1月8日、ベルギーに着任したが、翌年12月17日、大使に昇格し、正式の外交使節となった。1966年10月24日、ムルグル・ディアカ(Bernadin Murgul-Diaka)大使がベルギーに信任されたが、同大使は1967年1月11日、ハルシュタイン委員長を往訪し、この日からEECに対するコンゴ - の代表を兼ねることになった³⁴⁾。(ムベカ大使は、1965年末に離任していた。)

ベルギー領コンゴを含むEEC加盟国の海外領土は、EECの発足(1958年1月1日)にあたり、その多くがこれに連合されたが、海外領土が独立国となり、かつEEC

33)2001年7月26日ハノイ発の朝鮮中央通信によると、25日、ARF(ASEAN地域フォーラム)に出席した北朝鮮外務省及び欧州委員会の代表が同地で会議を開き、北朝鮮及びEUが同年5月14日に外交関係を設立したことで合意したといふ(7月27日付『朝鮮通信』、5頁)。パッテン委員が白・外相にあてた5月14日付書簡の内容を、双方が改めて確認したものと見られる。

34)EEC委員会、*Corps Diplomatique accrédité auprès de la Communauté Economique Européenne*, Février 1967, p. 23.

との連合関係の継続を望んだ場合は、これらの国(計18)は AASM(Associated African States and Madagascar)となり、EECに対する代表部を設置し、また代表を任命した。しかし、AASM代表は、一般第三国の代表とは異なり、EEC委員長に信任状を提出せず、同委員長への表敬訪問の日をもって公式活動に入るとされた。一方、EEC及びEEC委員会の所在国であるベルギーは、これらの代表に対し、一般第三国の代表と同様にdiplomatic statusを認めていた³⁵⁾。

3. ピョンヤンにある西ヨーロッパ諸国、国際機関の公館

スウェーデン、ドイツ及びイギリスの大使館

(1)ピョンヤンに西ヨーロッパのどの国及びどの国際機関が公館を開設しているかの点については、関連情報が必ずしも十分ではない。筆者に判明しているのは、現在、EU加盟国についてはスウェーデン、ドイツ及びイギリスが大使館(実館)をピョンヤンに設置していること、デンマーク等8カ国が中国または韓国に駐割する大使を兼ねて北朝鮮に信任せしめていること、そして若干の国際機関がピョンヤンに常設事務所を開設していることである。

(2)スウェーデンは1973年4月7日、北朝鮮と外交関係を設定したが、同国の中国駐割ビョルンベルイ(Arne Björnberg)大使が韓国及び北朝鮮を兼轄することとなり(スウェーデンは1959年3月11日に韓国を承認、同国と外交関係を樹立したが、それ以来、長らく駐日スウェーデン大使が韓国を兼任していた。) 同大使は5月24日、ピョンヤンで信任状を提出した。

35 『外務省調査月報』、1962年5月、拙稿「ヨーロッパ3共同体の使節権」(2)、54-55頁。1973年6月1日、モーリシアスが19番目のAASMとなった。また、1976年4月1日に第一次ロメ協定が効力を発生し、AASMは「アフリカ・カリブ海・太平洋諸国、すなわち“ African, Caribbean and Pacific (ACP) States ”に包摂された。2000年6月23日、コトヌー協定に署名したACP諸国は77を数える。

スウェーデンは、1973年に北朝鮮を承認して間もなくピョンヤンに大使館(実館)を置いたといわれる。歴代のスウェーデン大使が、北朝鮮に対する他の西側諸国の外交代表を兼ね、また、これら諸国やその国民の利益を保護してきたといわれるが、この点についての詳細な情報はない。

2002年4月はじめまで、北朝鮮に対するスウェーデン外交代表はアンネリング(Kjell Anneling)大使(1997年11月12日、中国に信任された。)であった。1998年4月30日付『朝鮮通信』によると、同大使は同年4月27日、金永南(Kim Yong Nam)政務院副総理兼外交部長を表敬、翌28日、朴成哲(Pak Song Chol)国家副主席に信任状を提出した(5頁)³⁶⁾。

アンネリング大使に限らず、2002年4月はじめまでは、在ピョンヤンのスウェーデン大使館にはスタッフは常駐するものの、歴代の館長は中国駐劄大使を兼ね、北京に居住するならわしであったが、同年3月21日、スウェーデン外務省はピョンヤンに大使を常駐せしめることを発表した。スウェーデンは、西ヨーロッパ諸国で北朝鮮に常駐大使を置く2番目の国になる。(最初の国は、後述するドイツである。)スウェーデン外務省は、この発表の中で、「(北朝鮮と外交関係のない)米国等の国々に対する北朝鮮の援護国としての役割を続ける。」と述べ、これらの国々と北朝鮮との間で仲介にあたる考えを示した³⁷⁾。

最近まで、臨時代理大使の資格でピョンヤンに常駐していたのはバイエル(Paul Beijer)であるが(もう1人の館員はノルディン(Birgitta Nordin)一等書記官)スウェーデン政府はバイエル臨時代理大使を北朝鮮駐劄大使に任命した。同大使は、2002年4月8日、金永南・最高人民会議常任委員会委員長に信任状を提

36)1972年の憲法改正で、北朝鮮に国家主席のポストが新設され、金日成(Kim Il Sung)が国家主席となり、対外的に国家を代表した。同主席が1994年7月8日に死亡したあと、1998年9月に憲法が改正されるまでは(注38)、副主席が外交使節の接受にあっていた。

37)2002年3月23日付毎日新聞、7面。

出した³⁸⁾。

(3) ドイツについては、2002年1月15日、ハルトラムフ(Doris Hartramf)初代大使が金・最高人民会議常任委員会委員長に信任された³⁹⁾。ハルトラムフ大使の着任後、それまで臨時代理大使を務めていたヴェルナー(Klaus Peter Wörner)参事官は帰国した。

(4) イギリスは、2000年12月12日、北朝鮮と外交関係樹立の合意文書に調印したが、これによると、イギリスはソウルに、また、北朝鮮はストックホルムまたはジュネーブにそれぞれ臨時代理大使を置き、両国は2001年前半にもそれぞれ大使を任命することを目指すこととなった⁴⁰⁾。現在までのところ、北朝鮮はイギリスに対し大使または臨時代理大使を任命するには至っていないが、聯合ニュースによると、2001年7月30日、在ソウルのイギリス大使館は、在北朝鮮イギリス大使館が正式に開館されたと発表した。まず、ホーア(James Edward Hoare)が臨時代理大使としてピョンヤンに着任し、つづいて7月28日にイギリスのハム(Christopher Ham)外務副次官一行がピョンヤンに到着、30日に開館式を行なったのであるが、これには、北朝鮮側から崔・外務次官等が参加した。また、上記発表によると、当分の間、ピョンヤンのドイツ大使館を臨時の大使館として使用するという⁴¹⁾。

38) 2002年4月9日付『朝鮮通信』、3頁。1998年9月5日に開かれた北朝鮮の最高人民会議第10期第1回会議は、憲法を修正して国家主席に関する規定を削除し、これまで国家主席の職務であった「国家を代表し、外交使節の信任状・解任状を受理する」ことは、新設の最高人民会議常任委員会(最高人民会議休会中の最高主権機関)委員長の役割とされた。1998年9月の最高人民会議は、金永南・前副総理兼外交部長をこの委員長のポストに選出した。彼の後任となったのが既出の白南淳(元ポーランド駐割大使)である。

39) 2002年1月16日付『朝鮮通信』、2頁。

40) 2000年12月13日付朝日新聞、6面。北朝鮮は、本文で後述するように、ジュネーブに国際機関代表部を設置している。

41) 2001年7月31日付毎日新聞、7面、同日付及び8月1日付『朝鮮通信』、それぞれ3頁、1-2頁。

フィンランド、デンマーク、イタリア等の外交使節

(1)フィンランドは1973年6月に北朝鮮と外交関係を設定したが、以来、フィンランド歴代の中国駐劄大使が北朝鮮を兼轄している。初代代表はヘレニユース(Veli Helenius)大使で、1973年後半から74年にかけて信任されたと思われる。現在のバッシン(Benjamin Bassin)大使は8代目で、中国に2001年11月23日に信任されたあと、翌2002年2月6日、北朝鮮の金・最高人民会議常任委員会委員長に信任された⁴²⁾。

(2)デンマークは1973年7月に北朝鮮と外交関係を樹立したが、同国のパルダダン(Janus Paludan)在中国大使は、1974年1月18日、ピョンヤンで信任された。同大使以降の在中国デンマーク大使は、現在のポールセン(Ole Lønsmann Poulsen)大使(8代目)を含め、いずれも北朝鮮を兼任している。なお、ポールセン大使が中国及び北朝鮮に信任されたのは、それぞれ2001年9月27日及び同年11月15日である⁴³⁾。

(3)オーストリアが北朝鮮と外交関係を設立したのは1974年12月で、中国駐劄大使に北朝鮮を兼任せしめている。現在は、ブッテンハウザー(Erich Buttenhauser)大使(中国には1999年3月12日信任)で、1999年12月10日付『朝鮮通信』によると、同大使は同年12月9日、金・最高人民会議常任委員会委員長に信任された(1頁)。

(4)ポルトガルは、1975年4月22日、北朝鮮と外交関係を樹立した。ポルトガルの北朝鮮に対する外交使節は在中国大使の兼任で、現在はドス・ヘイス・アルヴェス・カタリーノ(Pedro Manuel dos Reis Alves Catarino)大使である。同大使は中国には1997年4月12日に信任されたが、1997年12月1日付『朝鮮通信』によると、同大使は同年11月27日、朴成哲・国家副主席に信任状を提出した(5頁)。

(5)イタリアは、2000年1月、北朝鮮と外交関係を設定したが、同年3月8日の朝鮮中央放送によると、ブルーニ(Paolo Bruni)中国駐劄大使(1998年9月30日信任)がピョンヤン入りし、翌3月10日、金・最高人民会議常任委員会委員長に信任された⁴⁴⁾。

42)2002年2月8日付『朝鮮通信』、4頁。

43)北朝鮮については、2001年11月16日付『朝鮮通信』による(7頁)。

44)2000年3月13日付『朝鮮通信』、2頁。

イタリアは、ヨーロッパ3共同体の原加盟6か国中、最初に北朝鮮と外交関係を設定した国である。それは、2000年9月、白・外相がEU及びEU加盟国に対し外交関係開設の呼びかけを行なう数ヵ月前のことであった。また、イタリアは、主要国首脳会議の参加8か国のうち、1997年これに正式参加したロシアをのぞけば、北朝鮮と外交関係を樹ち立てたはじめての国である。

1992年1月17日付朝日新聞によると、イタリア外務省一行が北朝鮮を訪問、国交正常化問題で意見を交換したところ、北朝鮮側は国交の樹立につき完全に同意した、一行は帰国し、コロombo(Emilio Colombo)外相にその旨報告した、という(7面)。イタリアが、北朝鮮に対し早くから接近していたことがわかる。

2000年1月5日付毎日新聞は、北朝鮮及びイタリア両国の外相が1999年9月の国連総会で会談したといっており(1面)、このとき両国間の外交関係設立につき、具体的な話合いが行なわれたことが考えられる。

いずれにせよ、北朝鮮・イタリア両国関係の特異な点の一つは、この関係が正式に開始される前からローマにはFAO(Food and Agriculture Organization of the United Nations: 国連食糧農業機関)に対する北朝鮮の代表部があったことで(後出)、両国の外交関係樹立にあたっては、この代表部が大きな役割を演じたと考えられる。2000年1月4日、両国は外交関係の樹立を定めた文書を交換したが、1月5日付イタリア各紙、例えば*La Stampa*によると、この文書はイタリアのディーニ(Lamberto Dini)外相及びFAOに対する北朝鮮の金興林・代表の間で交換された。同紙は、今回の措置は北朝鮮を国際的孤立の状態から脱却させるのに貢献するであろう、とコメントしている(9面)、(6)EU加盟国に対して白・外相の呼びかけが行なわれたのちのことであるが、オランダ及び北朝鮮両国の外務省代表は、2000年12月20日及び2001年1月15日、ハーグで会談した。両国は後者の日付をもって外交関係を樹立したが、さしあたり、韓国駐割のオランダ大使が北朝鮮を兼任し、一方、北朝鮮については在スウェーデン大使館がオランダとの外交業務を行なうことになった⁴⁵⁾。

45)2001年1月17日付朝日新聞、3面、読売新聞、7面等。

オランダは、2001年5月9日、韓国駐割のデ・フリース(Henry J. de Vries)大使(1999年10月21日信任)を兼ねて北朝鮮に信任せしめた⁴⁶⁾。

(7)スペインは2000年12月22日、マドリッドで北朝鮮と公式会談を開き、翌2001年2月7日、スペイン及び北朝鮮両国外相は書簡を交換し、これにより両国間に外交関係が設定されたが、両国は、それぞれ中国及びイタリア駐割の大使に北朝鮮及びスペインを兼任せしめることとした⁴⁷⁾。

スペインの中国駐割ブレゴラット・イ・オビオルス(Eugenio Bregolat y Obiols)大使は、2001年5月9日、すなわちオランダのデ・フリース大使と同じ日、北朝鮮に信任された⁴⁸⁾。同大使は、中国には1999年5月21日以来、信任されていた。

(8)ベルギー及び北朝鮮の間の外交関係設定を報じた2001年1月24日付 *Le Soir* 紙によれば、北朝鮮は在スウェーデン大使がベルギーを、またベルギーは在韓国大使が北朝鮮を、それぞれ兼轄することになった(7面)。

実際に、ベルギーの韓国駐割ルヴロワ(Koenraad Rouvroy)大使(2000年10月11日信任)は、2001年6月20日、北朝鮮に信任された⁴⁹⁾。

2002年なかば現在、北朝鮮と外交関係を樹立したEU加盟13カ国のうち、まだ同国に外交代表(専任または兼任)を信任せしめていない国は、ギリシャ及びルクセンブルグの2カ国となっている。

駐中国、駐韓国大使の北朝鮮兼轄

イギリス、スウェーデン及びドイツ以外のEU加盟国は、いずれはピョンヤンに大使館(実館)を開設する意向と思われるが、これらの国の多くは、当面は中国駐割大使に北朝鮮を兼轄せしめている。具体的には、フィンランド、デンマーク、オーストリア、ポ

46、48)2001年5月9日ピョンヤン発朝鮮中央通信による(5月10日付『朝鮮通信』、3頁)。

47)2001年2月8日付朝日新聞、3面、読売新聞、7面、日本経済新聞、8面。

49)2001年6月21日付『朝鮮通信』、2頁。これによると、ルヴロワ大使は、最高人民会議常任委員会の揚亨燮(Yang Hyong Sop)副委員長に信任状を提出した。金永南・委員長は、当時不在であった如くである。

ルトガル、イタリア及びスペインの6カ国がこのような形で外交使節を北朝鮮に派遣していることはすでに見た通りである⁵⁰⁾。また、後述するように、FAOの北朝鮮に対する代表も、現在のところ北京に居住している。

その一方で、最近は韓国駐割大使が北朝鮮を兼ねる動きが見られる。これまでのところ、既述のように、オランダ及びベルギーの2カ国がそれぞれ韓国駐割の大使に北朝鮮を兼任せしめた。(前述のように、イギリスも、当初ソウルに北朝鮮に対する臨時代理大使を置く予定であった。) 2001年1月26日付朝日新聞によると、この動きにつき、韓国政府は、南北関係の安定につながるとして歓迎しているという(7面)。

スウェーデンのビョルンベルイ駐中国大使が南北朝鮮を兼轄した(前述)ことは、このような趨勢の先駆的な実例と考えられるが、別の先例として、以下の通り、アイスランドのEECに対する初代表であったトシュテインソン(Pétur Thorsteinsson)大使が、のち韓国及び北朝鮮の双方に信任された事実を指摘したい。

トシュテインソン大使は、フランスに駐割していた時期、すなわち1963年4月1日、

50)西ヨーロッパにあるEU非加盟国のうち、スイス及びノルウェーの駐中国大使も北朝鮮を兼任している。現在、スイスのドレイエ(Dominique Dreyer)駐中国大使(1999年2月5日信任)が1999年3月11日、またノルウェーのイェルデ(Haakon Baardson Hjelde)駐中国大使(1999年9月29日信任)が2001年3月13日以降、それぞれ北朝鮮に信任されている。

アイスランドは1995年、北京に大使館を開設し、以来、ハンネソン(Hjálmar W. Hannesson)及びエギルソン(Ólafur Egilsson)両大使が中国に信任され(それぞれ1995年1月21日及び1998年3月26日)、日本及び韓国を含むアジア諸国に兼ねて信任されたが、北朝鮮については任命されたものの、ハンネソン大使は信任状の提出に至らずに離任、エギルソン大使も同国に対して未信任となっている。(両大使は、それぞれ1996年11月28日及び1998年10月14日、日本に信任されたが、のちアイスランドは東京に大使館を置くこととし、2001年7月23日、シグフースソン(Ingimundur Sigfússon)大使が信任された。なお、エギルソン大使は、ソ連駐割であった1990年10月19日、兼ねて日本に信任された。同大使は1994年7月13日、在デンマーク大使として信任され、コペンハーゲンに居住したが、依然として日本を兼任した。)

EECのハルシュタイン委員長に信任されたが⁵¹⁾、同大使は、外務省顧問時代の1982年4月2日、北朝鮮の金日成・国家主席に、また同年4月19日、韓国の全斗煥(Chun Doo Hwan)大統領に、それぞれ信任された⁵²⁾。ただし、同大使はレイキャヴィクに居住したのであって、ピョンヤンまたはソウルに常駐した訳ではない⁵³⁾。

トシュテインソン大使の後任は、日本、中国、韓国等に関してはグロンダル(Benedikt Gröndal)大使で、同大使はやはり本国に居住したまま各国に信任されたが(日本に

51)EEC委員会、*Bulletin of the European Economic Community*, 1963年5月、ポイント11。1966年1月以前は、ヨーロッパ3共同体に対する第三国の代表は、3共同体のそれぞれがもつ委員会(ECSCについては最高機関)の長に信任状を提出していた。「ルクセンブルグの妥協」(Compromis de Luxembourg)以降、第三国代表は、EEC及びユーラトムについては、それぞれの理事会議長及び委員会委員長の双方に信任されることになった。(「ルクセンブルグの妥協」については、EEC委員会、*Ninth General Report on the Activities of the European Economic Community*(1996)、ポイント1 - 21、とくにポイント12及び13を参照されたい。)なお、3共同体に共通の理事会及び委員会(すなわち、EC理事会及びEC委員会)が成立したのは、1967年7月1日のことである。

52)北朝鮮の金・主席に対する信任状の提出については、1982年4月5日付『朝鮮通信』、1頁。

53)トシュテインソン大使は、1962年7月13日、フランス駐割大使に信任されたほか(同年12月18日、ルクセンブルグ、また1963年4月1日、ベルギーにも信任された。)1962年6月から1965年8月まで、経済協力開発機構(OECD)に対するアイスランド代表で、パリに居住していた。1976年、同大使はアイスランド外務省顧問となり、それ以来、本国在住のまま、同年中に中国、インド、イラン、日本及びパキスタン、1977年にタイ、1978年にバングラデシュ及びイラク、また1980年にはテュニジアにそれぞれ大使として信任され、さらに1982年、韓国及び北朝鮮に信任されたものである。(日本には、1976年10月8日、信任された。)

1987年10月23日付『朝鮮通信』によると、トシュテインソン大使は同年10月22日、離任のため李根模(Lee Gun Mo)政務院総理を往訪したといふ(1頁)。

1970年7月、イギリス外務省の高官が兼ねてチャド駐割大使に就任したが(Lord Gore-Booth(ed.), *Satow's Guide to Diplomatic Practice* (5th Ed.; London, etc.: Longman, 1979), p.75) 交通・通信手段が発達した現代では、このように、ある国に対する第三国の代表が任国に常駐せず、彼の本国にとどまり、必要に応じて任国に出張することがあり得る。

については1988年3月22日)、北朝鮮に信任されることはなかった。これまでのところ、トシュテインソン大使が北朝鮮に信任された唯一のアイスランド外交代表である。

ちなみに、EECに関しては、トシュテインソン大使の後任となったのはビョルンソン (Henrik Sv. Björnsson) 大使で、同大使は1966年2月10日、EEC委員会のマンズホルト (Sicco L. Mansholt) 副委員長に信任状を提出した⁵⁴⁾。ビョルンソン大使は1965年9月13日からアイスランドの経済協力開発機構 (OECD) に対する代表であり、また同年9月18日には駐フランス大使として信任され、パリに居住していた。

欧州議会の決議

将来、EUないし欧州委員会は、どのような代表部をピョンヤンに置くであろうか。欧州委員会代表部の開設が可能性として最も考えられるが、他の選択肢もあり得ると思う。

2000年9月5日、欧州議会は決議を採択し、次のような提案を行なった⁵⁵⁾。

- (イ) 欧州委員会の代表部 (Commission delegations) の地位を変更し、共同体の代表部 (Community delegations) とする。
- (ロ) 代表部及び希望する加盟国の外交機関を再編成し、対外活動を調整すると共に経費の削減をはかる。
- (ハ) EU加盟国がある第三国に外交機関をもたない場合、その加盟国の外交官を当該第三国に置かれている欧州委員会の代表部に配置する。

この決議の精神からすれば、現在ピョンヤンに置かれているスウェーデン、ドイツ及びイギリスの大使館、さらには近い将来EU加盟が予想される中欧諸国がピョンヤンで維持している大使館を再編成し、「共同体の代表部」とする構想が浮上する可能性

54) ハルシュタイン委員長が不在であったための措置である (EEC委員会、*Bulletin of the European Economic Community*, 1966年4月、ポイント37)。

55) この決議は、ガレオテ・ケセド (Gerardo Galeote Quecedo) 議員の2000年7月24日付レポート2000 / 2006 (INI) に基づいて欧州議会外交・人権・共通安全保障委員会が提出したもので、“European Parliament resolution on a common Community diplomacy” (A5-0210/2000) と題され、テキストは *Official Journal...*, C135 (7 May 2001) に掲げられている (英語版 69 - 72頁)。

は一概に否定できないと思う。

国際機関の代表部

(1)国際機関のいくつかは、ピョンヤンに代表部を常置しているが、その開設日、歴代代表の氏名・着任日等については必ずしも情報が十分でない。

(2)EU及び北朝鮮が外交関係を設定したところから、北朝鮮のメディアで、同国に置かれたEUの「人道主義事務所」または「協力事務所」の名を散見するようになった。

例えば、2000年6月6日付『朝鮮通信』は同月3日ピョンヤン発の朝鮮中央通信を引用して、前日(2日)のイタリア友好協会が親善集会を催したが、これには「駐朝EC(欧州共同体)人道主義事務所のジョルジオ・マラリアノ代表とWFP(World Food Programme: 世界食糧計画)協力公務員のマルチア・モンジョルジ氏らイタリアのゲストが招待された。」という(2 - 3頁)。

2001年10月27日から30日まで、EU代表団が訪朝したが(当時、ベルギーがEU理事会議長国で、代表団団長は同国外務省のヴァン・ハウト(Patrick van Haute)アジア局長であった。) 10月27日及び30日の朝鮮中央通信によると、一行がピョンヤン空港に到着した際、スウェーデン、ドイツ及びイギリスの外交代表と共にEU協力事務所代表(氏名は明記されなかった。)が出迎え、また出発にあたり、ドイツ臨時代理大使及びEU協力事務所代表が一行を見送った。10月29日及び31日付労働新聞は朝鮮中央通信の報道をそのまま記事にしたが(いずれも5面) 10月29日及び31日付『朝鮮通信』は、送迎者の氏名を省略している(それぞれ2、5頁)。

詳細は不明であるが、人道主義事務所にせよ、協力事務所にせよ、EUの北朝鮮に対する人道的援助または食糧援助に関連して、同国に一時的に派遣されたものではないかと考えられる。

(3)国連諸機関のいくつかは、ピョンヤンに常駐代表を置いている。後述するように、2001年11月19日、WHO(World Health Organization: 世界保健機関)の事務所がピョンヤンに開設されたが、翌20日、ソウルで発行されている中央日報の電子メディア版 *Joins* は、それまでは同地にはUNDP(United Nations Development

Programme: 国連開発計画)、ユニセフ(United Nations Children's Fund: 国連児童基金)及びWFPが事務所をもっていた、2001年4月末現在、北朝鮮で活動している国際機関、非政府団体(NGO)等の数は計21で、これらに所属する職員(非常勤を含む。)は102名に達していた、と報じた。

まずUNDP事務所であるが、北朝鮮及びUNDPの間のStandard Basic Agreementが効力を発生したのは1979年11月であり、UNDPは1980年、ピョンヤンにマルシク(Marsic、ファースト・ネームは不明である。)を初代の常駐代表(Resident Representative)として派遣した。しかし、着任日等については詳しい情報がない。

2代目のUNDP代表はリスティック(Slobodan Listic)で、1983年10月12日付『朝鮮通信』がキャリーした10月8日の朝鮮中央通信の記事によると、同代表は、この日ピョンヤンに到着した(12頁)。

最近までUNDP常駐代表であったモートン(David Morton)は7代目で、国連常駐調整官を兼ね、白南淳・外相は1999年11月18日、同代表の表敬訪問を受けた⁵⁶⁾。しかし、2002年7月25日付『朝鮮通信』によると、モートン代表は7月24日、離任挨拶のため白・外相を往訪したという。なお、同紙はモートンを「UNDP常駐代表兼WFP代表」としている(5頁)。

モートン代表の後任はWFPの元スーダン代表であったマスード・ハイダー(Masood Hyder)で、2002年8月16日付『朝鮮通信』によると、彼は8月14日、国連常駐調整官として、またUNDP常駐代表兼WFP代表として白・外相に信任状を提出した(12頁)。

在ピョンヤンUNDP代表は、何代目からかははっきりしないが、「国連常駐調整官兼UNDP常駐代表(UN Resident Coordinator and UNDP Resident Representative)」となった。筆者の推測にとどまるが、モートン代表の前任者、6代目のルメール(Christian Lemaire)代表は1996年、UNDP常駐代表として着任し、のち国連常駐調整官を兼ねることになった模様である。また、UNDP代表が不在の際は、後述のユニセフ代表が国連常駐調整官代理を勤めている如くである。例えば、1999年10月25日付『朝鮮通

56) 1999年11月19日付『朝鮮通信』、2 - 3頁。

信』によると、同年の国連デーには、ユニセフのアリ・カーン(Dilawar Ali Khan)代表が常駐調整官代理の資格で設宴している(2頁)。なお、前掲の2001年11月19日付中央日報によると、UNDP事務所の職員数は5名という。

(4)ユニセフは、1985年に北朝鮮と最初のCooperation Agreementに署名したが、1996年になってピョンヤンに事務所を開設し、職員を配置したという。『朝鮮通信』によると、1997年8月4日、ユニセフのベラミー(Carol Bellamy)事務局長一行がピョンヤンに到着したが、一行にソレンセン(Runar Sorensen)常駐プロジェクト・オフィサー(Resident Project Officer)が加わっていた⁵⁷⁾。あるいは、ソレンセンは1996年からピョンヤンに常駐していた職員の1人であろうか。

1997年8月のうちに、北朝鮮に対するユニセフの特別代表としてオマワレ(Omawale)が任命されたが、着任日は明らかでない。なお、ピョンヤンに事務所を開設する前は、UNICEFのバンコク事務所が北朝鮮における事業活動を担当していたという。

オマワレ代表は離任⁵⁸⁾、その後任となったのはアリ・カーン(前出)で、1998年9月に任命され、同年12月16日、白・外相を表敬訪問した⁵⁹⁾。さらに、2001年5月7日、ブライドル(Richard Bridle)新代表が信任された⁶⁰⁾。

2001年11月20日付中央日報(前掲)によると、同年4月末のユニセフ事務所のスタッフは11名であった。

(5)WFPは1995年からピョンヤンに事務所を維持しているといわれる。この年の夏、集中豪雨のため北朝鮮は深刻な食糧危機に見舞われたが、WFPは9月2日 9日、

57)1997年8月6日及び7日付、それぞれ1 - 2頁、5 - 6頁。同紙は、ソレンセンを「代理代表」としている。

58)1998年8月19日付『朝鮮通信』によると、オマワレ代表は8月16日、離任挨拶のため金永南・副総理兼外務部長を訪問した(1頁)。

59)1998年12月17日付『朝鮮通信』、2 - 3頁。

60)2001年5月9日付『朝鮮通信』、2頁。

同国に協力調査団を派遣し(同年9月4日及び11日付『朝鮮通信』、それぞれ7頁、15頁)、11月10日、北朝鮮及びWFPは、885万ドル分の米及び食用油を北朝鮮に提供する合意書に調印した。この際、WFP代表はトレボー・フェイス(原綴り不明)特別顧問であった(11月3日付『朝鮮通信』、7頁)。WFPのピョンヤン事務所はそのあと設置されたのであろうか。1997年7月22日、UNDP、ユニセフ代表等と共に、WFPのバキタ・カルグレン(原綴り不明)代表が早ばつの被害状況を視察したことが報じられたが(7月24日付『朝鮮通信』、4頁)、彼が北朝鮮に対する初代代表と思われる。1997年9月22日、金永南・副総理兼外交部長は、離任挨拶に訪れたカルグレン代表と会見している(9月25日付『朝鮮通信』、4頁)。後任の代表はコルシノ(Rick W. Corsino)と思われるが、モートン国連常駐調整官がWFP代表を兼ねていた時期があり、当時コルシノは副代表であった。しかし、前述のように、2002年7月25日付『朝鮮通信』によると、当時モートンがUNDPに加えWFP代表を兼ねていたというので、コルシノ代表はそれまでに離任したと考えられる。

これも前述したように、2002年8月、モートンの後任としてピョンヤンに着任したハイダーUNDP代表も、WFP代表を兼ねていた。

前出の中央日報の報道によると、WFPは元山、清津、咸興、新義州及び恵山に事務所分室をもち、職員数は38名に達するという。

(6)2001年11月19日、ピョンヤンでWHO常設事務所の開所式が行なわれた。開所式には、北朝鮮の金秀学(Kim Su Hak)保健相、WHOのブルントラント(Gro Harlem Brundtland)事務局長等が出席した⁶¹⁾。初代代表はソレンセン(Eigil Sorensen)で、同代表は2001年8月7日の任命である。

WHOは現在のところピョンヤンに常設事務所をもつ唯一の国連専門機関である。前掲の中央日報によると、WHO事務所の常勤スタッフは4名であるという。また、

61)2001年11月20日付朝日新聞、6面等。ブルントラント事務局長一行は11月17日にピョンヤンに到着、崔昌植(Choe Chang Sik)保健省次官に出迎えられ(2001年11月19日付『朝鮮通信』、4頁)、19日、金永南委員長、白・外相と会見した(11月20日付『朝鮮通信』、1頁)。

WHOは、当初はピョンヤン事務所の開設を2001年夏に予定していたとのことである。(7)朝鮮中央通信によると、2000年7月12日、北朝鮮に対するFAOのサラール・アフメド(Omar Salah Ahmed)代表が白・外相に信任された⁶²⁾。FAOはピョンヤンに代表部を設けておらず、現在は北京にある代表部(Representative Office、代表はガマル・アフメド(Gamal M.Ahmed)で、同代表は2000年5月25日、中国政府に信任された。)が北朝鮮にかかわる事務を取扱っている。サラール・アフメド代表は、FAOの在中国代表部に所属している。

4.西ヨーロッパ諸国にある北朝鮮の公館

北朝鮮の大使館

(1)ラヂオプレス編集部編『朝鮮民主主義人民共和国組織的人名簿』(ラヂオプレス)は、1988年版から毎年刊行されているが、各版にヨーロッパ諸国及びこれら諸国に置かれている国際機関に対する北朝鮮の常駐代表の氏名、資格及び任命日が掲げられている⁶³⁾。

(2)北朝鮮は、1973年4月にスウェーデンと外交関係を設定して以来、西ヨーロッパのいくつかの国に大使館を開設した。1976年のことであるが、「10月14日デンマーク政府により同国駐在の北朝鮮外交官が麻薬、酒、タバコ密売のかどで国外追放されたのを皮切りに、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンにおいても同様の理由によりそれぞれ同国駐在の北朝鮮外交官が本国召還要請や国外退去処分の措置を受けた。」というので⁶⁴⁾、北朝鮮がそれまでにこれら北欧4カ国に大使館を設置したことがわかる。

(3)1988年版人名簿によると、北朝鮮は、EU加盟15カ国(当時は未加盟であったも

62)2000年7月13日付『朝鮮通信』、2頁。

63)人名簿は、各大使の任命につき年月まで記載しているが、日は載せていない。『朝鮮通信』等により、筆者ができる限り補ったが、すべての任命日を確定できたわけではない。

64)外務省『わが外交の近況』、昭和52年版、上巻、61頁。

のを含む。)のうち、オーストリアに朴時雄(Pak Si Ung、1988年5月28日任命)、スウェーデンに金泳進(Chon Yong Jin、1985年12月任命、兼アイスランド、1986年5月任命)、デンマークに卓寛哲(Tak Gwan Chol、1984年11月任命)、フィンランドに李南奎(Li Nam Gyu、1984年9月任命)、そしてポルトガルに金慶楽(Kim Gyong Rak、1987年7月任命)の各大使を派遣していた。このうち、朴・大使は、1988年6月17日、オーストリアに信任された。なお、当時、フランス総代表部の代表(Representative)は空席であった。北朝鮮は、このほか、スイスに李徹(Ri Chol、1988年1月19日任命)⁶⁵⁾、また、ノルウェーに金永寿(Kim Yong Su、1984年8月任命)両大使を置いていた。なお、東ドイツ大使として、1985年8月、朴英燦(Pak Yong Chan)が任命された(63 - 4頁)。

1989年版になると、デンマークに呉応権(O Ung Gwon、1989年3月6日任命)、またノルウェーに申義光(Sin Ui Gwang、1989年6月9日任命)両大使が赴任した(63頁)。1990年版によると、在フィンランド大使が交替し、呂勝哲・大使(Ryo Sung Chol、1990年1月23日任命)となった(67頁)。なお、東ドイツ駐割の朴・大使は、1990年版までその名を掲げられている(68頁)。

1991年版により、在ノルウェーの申・大使は1991年4月離任したことがわかる(68頁)⁶⁶⁾。また、東西ドイツの統一後に東ドイツにあった北朝鮮大使館は閉鎖され、利益代表部となったが、1991年版以降の人名簿には、同代表部は掲げられていない。

1992年版によると、スウェーデンに廉景植・大使(Ryon Gyong Sik、1991年12月27日任命)が着任し、同大使はノルウェー及びアイスランドを兼任した(それぞれ1992年4月及び5月任命)(69頁)。

1993年版によると、数名の新大使が西ヨーロッパ諸国に赴任した。すなわち、オー

65)チューリッヒに開設された通商代表部は、大使館に吸収されたと考えられる。

66)1991年3月30日付朝日新聞は、在ノルウェー北朝鮮大使館が同年4月に閉鎖されることになった、と報じている(9面)。しかし、同大使館がのち再開されたことは本文で述べる通りである。

ストリアに金光燮(Kim Kwang Sop、1993年2月18日任命)、デンマークに金在奉(Kim Jae Bong、1992年8月11日任命)、またフィンランドに崔相範(Choe Sang Bom、1993年6月16日信任)各大使が置かれ、さらにフランス総代表部の代表として、朴東春(Pak Tong Chun)が1993年6月、任命された(71 - 2頁)。駐オーストリアの金・大使は1993年3月18日に信任されたが、実際には韓民哲(Han Min Chol)大使が、前出の朴時雄・大使につづく外交代表として、1992年10月28日にオーストリアに信任されており、金・大使はその後任である。しかし、任期が短かったためか、韓・大使の氏名は人名簿に掲げられなかった。

1994年版で、1992年10月8日、ポルトガルに黄権正・大使(Hwang Kwon Jong)が任命されたことが判明する(71 - 2頁)。しかし、1995年版によると同大使は離任し、1995年春以来、在ポルトガル大使は空席となったようである。また、在デンマーク及び在フィンランド大使として、新たに金興林(Kim Hung Rim)及び金平一(Kim Phyeong Il)が、それぞれ1995年1月24日及び1994年3月に任命され、着任した(76頁)。

1996年版では、デンマーク駐割大使として、李泰均(Ri Thae Gyun)が1996年2月に任命されたことがわかる(72 - 3頁)。

1997年版人名簿を見ると、スウェーデン、ノルウェー及びアイスランド駐割の廉景植・大使の管轄からスウェーデンがはずされ、デンマーク駐割の金興林・大使が在スウェーデン大使になった(1996年3月任命)ことがわかる(72頁)。廉・大使は、ノルウェーで北朝鮮を代表することになった(兼アイスランド)。

1998年版によると、1998年3月25日、孫武信(Son Mu Sin)大使がスウェーデン駐割を命ぜられ、一方、フランス総代表部の代表が空席となった(74頁)。金興林・在スウェーデン大使の任期が短かったことがわかる。

1998年3月14日、北朝鮮外交部(当時)は在外公館の数を30%程度削減する方針を発表し⁶⁷⁾、翌1999年5月にかけて、在デンマーク大使館を含む相当数の公館が閉鎖された。1999年版人名簿によると、在スウェーデンの孫・大使はデンマークを兼ねる

67)1998年3月15日付朝日新聞、3面等。

こととなった(1998年10月任命)。一方、フランス総代表部の代表として、1998年8月、李泰均(前駐デンマーク大使)が任命された(70頁)。

2000年版人名簿によると、同年5月、新たに在イタリア大使が任命され、FAO代表の金興林(前駐スウェーデン大使)がこのポストを兼ねることになったことがわかる(2000年5月29日信任)。2000年8月3日付『朝鮮通信』によると、7月27日、北朝鮮の在イタリア大使館の開館式がローマで行なわれた(1頁)。

また、2000年版人名簿によると、在スウェーデンの孫・大使は、さらにフィンランドを兼摂した(1998年10月)(71-2頁)。

孫・大使は、デンマーク及びフィンランドに加え、さらにバルト3国、オランダ及びベルギーを兼ねることになった。バルト3国については、北朝鮮はリトアニア及びラトヴィアとそれぞれ1991年9月25日及び26日に外交関係を樹立し、1992年版人名簿では両国に対する大使館の欄が設けられた。ただし、大使の名は空白になっている(70-1頁)。1996年版から、駐リトアニア大使として、1996年11月、スウェーデン駐割の金興林・大使が任命されたことがわかる(74頁)。しかし、前述のように、1998年3月、孫・大使がスウェーデンに任命されたため、同大使がバルト3国に対する大使を兼摂することになり(北朝鮮は、エストニアと1994年5月7日、外交関係を樹立した。)1999年及び2000年版人名簿によると、同大使はラトヴィアに1999年3月、また、リトアニアに同年6月、任命された(それぞれ72頁、73頁)。2001年版では、オランダ及びエストニア駐割大使はまだ空席となっている(74頁)。

この版により、北朝鮮が新たにイギリス、ベルギー、ルクセンブルグ、ドイツ、スペイン及びギリシャに対する大使のポストを新設したことがわかるが、大使の氏名はいずれもまだ空白になっている(72頁)。

2002年版から、次の諸点が明らかになる。

(イ)ドイツ、ルクセンブルグ及びベルギー駐割大使として、それぞれ2001年10月、2002年2月及び同年4月、朴鉉宝(Pak Hyon Bo)が任命された。2002年1月18日付『RP北朝鮮FAXニュース』によると、2001年10月4日、朴・大使はドイツのヨハネス・ラウ大統領に信任状を提出した。朴・大使は、1980年7月

1985年7月の期間、東ドイツ駐割大使であったといふ(2頁)。前出の朴英燦・大使は、その後任である。

朴・大使は、2002年8月末現在、ベルギー及びルクセンブルグについては未信任となっている。

(口)前述のように、孫・大使(在スウェーデン)がオランダを兼ねることになっていたが、2001年12月、スイス駐割の李徹・大使が兼ねてオランダに任命された。同大使は12月5日、ベアトリックス女王に信任状を捧呈した⁶⁸⁾。

(ハ)李・大使は、2001年8月、兼ねてリヒテンシュタインに任命された。同大使は、同年8月末現在、未信任となっている。

(ニ)2002年版でも駐イタリア大使として金興林の名が掲げられているが、2002年7月24日付『朝鮮通信』によると、同年7月23日、崔沢散(Choi Taik San)大使がイタリア駐割を命じられた(2頁)。同年9月20日付朝鮮通信によると、崔・大使は9月13日に信任された。

2002年なかば現在、北朝鮮は外交関係をもつEU加盟国13カ国のうちオーストリア、イタリア、スウェーデン及びドイツの4カ国に大使館を置き、在スウェーデン大使にデンマーク及びフィンランドを、また在スイス大使にオランダをそれぞれ兼轄せしめていたことになる。北朝鮮は、イギリス、ギリシャ、スペイン、ベルギー及びルクセンブルグにはまだ大使館を開設していない。在ポルトガル大使館は、1995年春に閉鎖されたと見られる。

国際機関に対する代表部、常任代表

北朝鮮は、西ヨーロッパに設置されている国際機関のいくつかに常任代表を派遣している。

北朝鮮は、1973年5月17日、韓国が加盟しているWHOに加盟したが、外務省『わが外交の近況』、昭和49年版は、「WHOは、北朝鮮が国連の専門機関に加盟が認め

68)2001年12月10日付『RP北朝鮮FAXニュース』(ラヂオプレス)6頁。

られたはじめての例であり、その結果北朝鮮は韓国同様、国連に常駐オブザーバーを置く立場を得た。」と述べている(上巻、239 - 240頁)。実際に、北朝鮮は、その後ニューヨークの国連本部、ジュネーヴ及びウィーンの国連事務局のそれぞれにオブザーバー・ミッションを開設した。

在ジュネーヴ・ミッションは、1973年9月19日の開設であった⁶⁹⁾。1991年版人名簿には、在ジュネーヴのオブザーバー・ミッションの長として、李 澈・大使(スイス駐割)の名が掲げられている(1991年10月任命)。

北朝鮮は、ウィーンにもミッションを置いたが、その正確な日付は明らかでない。しかし、おそくとも1979年には、同地にあるUNIDO(United Nations Industrial Development Organization: 国連工業開発機構)に対するオブザーバー事務所を置き、1981年9月15日、朴敬善(Pak Gyong Son)が常任オブザーバーとして着任した。1984年7月31日、UNIDOに対する常任オブザーバーとなった崔基 澈(Choe Gi Chol)は、1986年7月5日、ウィーン国連事務局に対する常任オブザーバーとして信任された。

北朝鮮は、WHOにつづき、1974年5月29日にUPU(Universal Postal Union: 万国郵便連合)、同年8月にWIPO(World Intellectual Property Organization: 世界的所有権機関)、同年9月16日にIAEA(International Atomic Energy Agency: 国際原子力機関)、同年10月17日にユネスコ(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: 国連教育科学文化機関)、1975年5月7日にWMO(World Meteorological Organization: 世界気象機関)、同年7月17日にITU(International Telecommunication Union: 国際電気通信連合)、1977年9月13日にICAO(International Civil Aviation Organization: 国際民間航空機関)、同年11月14日にFAO(国連食糧農業機関)にそれぞれ加盟した⁷⁰⁾。1986年4月16日には、IMO(International Maritime Organization: 国際海事機関)のメンバー

69) 『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』、145頁。

70) ICAOへの加盟日は、『朝鮮近現代史年表・主要文書』、316頁による。

となった⁷¹⁾。

前述のように、北朝鮮は、ジュネーブ国連事務局に対しオブザーバー・ミッションを置いたが、これはWHO、WIPO、WMO、ITU、赤十字国際委員会といった在ジュネーブ国際機関に対する代表部でもあった。ベルンに本部を置くUPUについては、在スイス大使館が管轄することになったと思われる。

北朝鮮は、1991年9月17日、韓国と同時に国連に加盟した。ジュネーブにあった同国のオブザーバー・ミッションは「ジュネーブ国連事務局及び在ジュネーブ国際機関代表部」、また、ウィーンにあったオブザーバー・ミッションは「ウィーン国連事務局及び在ウィーン国際機関代表部」となった。

北朝鮮は、1976年11月17日、パリにユネスコ代表部を設置した⁷²⁾。

IMOに対する代表部は未開設である。北朝鮮がイギリスに大使館を開設した場合、これはIMOに対する代表部を兼ねることになる。

(2) 1988年版以降の人名簿により、西ヨーロッパにある国際機関に対する北朝鮮の常任代表の動きを眺めよう。

1988年版人名簿によると、北朝鮮は、ジュネーブ国連事務局に対する常任オブザーバー兼在ジュネーブ国際機関に対する常任代表として金亨宇(Kim Hyong U、1984年1月任命)、FAOに対する常任代表として黄憲 Hwang Hon、1978年10月任命)、またユネスコに対する常任代表として金秀益(Kim Su Ik、1988年3月任命)の3名を置いていた(65 - 6頁)。

1989年版では、在ジュネーブ代表は空席となった(65頁)。

前述したように、1986年7月、崔基澈がウィーン国連事務局に対し常任オブザーバーとして信任されたが、人名簿の上では、1990年版になって、ウィーン国連事務局に対する常任オブザーバー兼在ウィーン国際機関に対する代表部がはじめて登場した。

前述のように、北朝鮮は1991年9月、国連に加盟し、在ジュネーブ及びウィーンの

71) 1994年6月13日、北朝鮮外交部はIAEAからの即時脱退を表明した。

72) 『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』、156頁。

オブザーバー・ミッションは正規の代表部となったが、1991年版人名簿によると、1988年1月からスイス駐割の李徹・大使が、1991年10月、兼ねて在ジュネーヴ代表部長(大使の資格を有する。)に任命された(70 - 1頁)。同大使は、同月25日、ジュネーヴ国連事務局に信任された。

1991年9月、初代の在ウィーン常任代表に任命されたのは全仁賛(Chon In Chan)で(在オーストリア大使の兼任ではない。)。同代表は同年9月30日に信任された。全・代表は、北朝鮮の国連加盟以前から常任オブザーバーとしてウィーンに着任していたが、同代表の名は、1992年版人名簿にはじめて掲げられた(73頁)。

1993年版では、FAO及びユネスコに対する常任代表が、それぞれ李宗赫(Ri Jong Hyok、1989年4月任命)及び朴東春(Pak Tong Chun、1992年10月任命)となっている(75頁)。しかし、1994年版では、FAO代表は空席となった(75頁)。

1995年版では、IMO代表のポストが新設されたことがわかるが、空席であった(76 - 7頁)。1996年版には、とくに変化は見られない(76 - 7頁)。

1997年版によると、北朝鮮は依然としてジュネーヴに李徹・大使、そしてウィーンに全仁賛・代表を置き、1997年3月、FAOに対しては金興林(前駐スウェーデン大使)が代表として任命された(77頁)。なお、金・大使は、1997年4月29日、FAO事務局長に信任された。

1998年版で注目されるのは、1998年2月、ユネスコ代表として李泰均が任命されたことである(78頁)。前述のように、1998年8月からしばらくの間、李・代表はフランス総代表部の代表を兼ねた。

1999年版では大きな変化は見られないが、2000年版では、北朝鮮のユネスコ代表がふたたび金秀益(大使の資格を有する。)となった(2000年3月任命)。金・大使が松浦晃一郎事務局長に信任されたのは、2000年3月17日のことである⁷³⁾。

2000年版ないし2002年版では、それぞれ前年版と比較し、とくに変化が見られな

73)2000年3月24日付『朝鮮通信』は、金・大使はそれまで海外同胞迎接総局長を務めていた、と述べている(10頁)。

い。2002年版には、金興林が依然FAO代表として掲げられているが(78頁)、崔・大使はイタリアに信任されたあと、FAO代表を兼ねるのであろうか。

(3)北朝鮮はいずれベルギーに大使館(実館)を開設し、これがEU代表部を兼ねることが予想される。

現在でも、北朝鮮はEU加盟国のうちのいくつかに大使館を持ち、また、ウィーン、ジュネーブ、ローマ及びパリにある国際機関に対し代表部を置いている。これらの公館も、当面はEUに対する非公式な代表部の役割を果たしているであろう。北朝鮮のユネスコ代表部について、2001年5月15日付朝日新聞は、「EUとの連絡窓口を務めている。」と報じている(夕刊2面)。

5. EUと韓国

1963年、EECは韓国の要請に応じ、同国と外交関係を樹立した⁷⁴⁾。初代代表の李翰林(Lee Hahn Been)大使は、1964年3月17日、EEC委員会のハルシュタイン委員長に信任された。後任は文徳周(Moon Duk Choo)大使で、EECに1966年9月27日に信任された⁷⁵⁾。

3代目の鄭一永(Chung Il Yung)大使は、EECだけでなく、ヨーロッパ3共同体の全部に信任された(1971年9月21日)⁷⁶⁾。また、EEC(のち3共同体)に対する韓国の外交代表は駐スイス大使、のち駐ベルギー大使の兼任であったが⁷⁷⁾、1987年5月

74)EEC委員会、*Bulletin of the European Economic Community* , 1963年9・10月、ポイント11。

欧州委員会での韓国代表部によると、外交関係の樹立は1963年7月24日のことであったという。

75)同、*Bulletin of the European Economic Community* , 1966年9・10月、ポイント54。

76)EC委員会、*Bulletin of the European Economic Communities* , 1971年11月、ポイント80。

77)李翰林・大使がEECに信任された当時、韓国はまだベルギーに大使館を置いておらず、駐フランス大使が同国を兼轄していた。(李・大使は、スイス駐割であった。)その後、韓国は在ベルギー大使館を開設し、同大使館がEEC(のち3共同体)に対する代表部を兼ねることになった。文・大使は在ベルギー大使館の初代館長で、ベルギーには1966年2月22日に信任された。

8日に3共同体に信任された柳宗夏(Yoo Chung Ha)大使の在任期間中、韓国は駐ベルギー大使館及びEC代表部を分離することとした。EC委員会の1989年4月版外交団リストでは、柳・大使の兼任先からベルギーが消えているが(53頁)、これは、1989年3月30日、韓国政府が鄭于永(Chung Woo Yung)大使に対し、ベルギー駐割を命じた結果である。鄭・大使は、同年4月27日にベルギーに信任された。

韓国は、のちブリュッセルにあった二つのミッションを再統合した。1996年4月9日、3共同体に信任された李在春(Lee Jai Chun)大使⁷⁸⁾が、1998年6月24日、ベルギーにも信任されたのである。同大使の後任となった崔大和(Choi Dae Hwa)大使も同様である。(3共同体には1999年3月22日⁷⁹⁾、またベルギーには同年4月28日、それぞれ信任された。)

もし、北朝鮮がEUに対する代表部を開設するならば、ブリュッセルには、南北朝鮮双方の外交代表部が併存することになる。

一方、EC委員会(のち欧州委員会)は、ソウルに代表部を置いている。代表部の開設については、1989年7月6・7日にソウルで開かれた第6回EC・韓国閣僚会議で合意され、同年11月に実現した。公式な開設日は翌1990年1月16日で、初代代表のアヌイク(Gilles Anouil)は2月2日、盧泰愚(Roh Tae Woo)韓国大統領に信任された。第2代のローステッド(Tue Rohrsted)代表及び第3代のヘスク(Frank H.Heske)代表は、1995年3月29日及び1999年1月22日、それぞれ金泳三(Kim Young Sam)及び金大中・大統領に信任された。

6 . 北朝鮮・EU関係の根底にあるもの

思えば、韓国の盧・大統領が国連総会で演説、南北朝鮮に日米中ソの4ヵ国を加えた六者会談の開催を提案したのは1988年10月18日のことであった。これは日米両

78)欧州委員会、*Bulletin of the European Union* ,1996年4月、ポイント1 .4 .99。

79)同、*Bulletin of the European Union* ,1999年3月、ポイント1 .4 .123。

国が北朝鮮に、また中ソ両国が韓国にそれぞれ接近することで朝鮮半島の緊張緩和をはかるといふ考え方であるが、その後ソ連が1990年9月30日、また中国が1992年8月24日、それぞれ韓国と外交関係を樹立することで合意し、いわゆる「クロス承認」が一部実現した。

現在のEU加盟国15カ国のうち、そのころまでに北朝鮮と外交関係を開設した5カ国は、いずれも3共同体ないしEUにまだ加盟していなかった。EU・EU諸国が北朝鮮に接近したのは2000年初頭から2001年なかばのことで、さらに、EU自体、そしてイタリアをのぞく他のEU加盟国による北朝鮮との外交関係の設定は、2000年9月に行なわれた同国の白・外相の呼びかけに応じる形で実現したことを忘れてはならないと思う。

事実、最近まではEU加盟国は北朝鮮と目立った貿易関係をもたず(1973年から75年にかけて、日本を含む西側諸国は北朝鮮に大量のプラント輸出を行なったが、70年代後半には債務支払い問題で同国との取引は大幅に落ち込んだ。)EU自体も北朝鮮に大きな関心を示さなかった。例えば、欧州委員会は1998年12月9日、「韓国に対するEUの政策」を発表したが、この中でKEDO(Korean Peninsula Energy Development Organization: 朝鮮半島エネルギー開発機構)への関与等を通じて朝鮮半島における緊張緩和に協力すると述べたとどまる⁸⁰⁾。

しかし、2000年なかば以降、EU及びその加盟国は朝鮮半島の和平プロセスへの支持を積極的に打ち出し、北朝鮮の抱える諸問題の解決にも協力する姿勢を明確にしている。例えば、EU理事会は、半島の動きにつき機会あるごとに“presidency statement”や“conclusion”を発出しており⁸¹⁾、また、欧州委員会は、北朝鮮に対する

80) *Bulletin of the European Union*, 1999年7・8月、ポイント1 . 4 . 138。

81) *Bulletin of the European Union*, 2000年9月、ポイント1 . 6 . 6、同年10月、ポイント1 . 6 . 83、2001年9月、ポイント1 . 6 . 9等。

人道的援助や食糧援助をこれまで以上に積極的に行なうようになった⁸²⁾。ドリフテ教授(Reinhard Drifte)は、「人道的食糧援助と農業自立のための技術援助を早い時点から組み合わせ、両者を一体のものとして北朝鮮に協力しているのがEUの特徴である。」といい、また、欧州委員会が、医薬品、飲料水浄化、保健サービス等の分野で北朝鮮を支援しているNGOに対して資金援助を行なっている、と述べている⁸³⁾。

とくに注目すべきは欧州議会の動きで、例えば「はしがき」で述べた2001年5月31日の決議に先立ち、同年1月17日、すなわちイタリアが北朝鮮と外交関係を樹立した十数日後に決議を採決し、若干のEU加盟国が他の加盟国に協議することなく北朝鮮を承認したことを遺憾とし(前文C項)、この問題では加盟国間で調整が行なわれていないが、EU及び北朝鮮の間に「正式な外交関係(formal diplomatic relations)を設定すること、そして北朝鮮を承認していないEU加盟国に対しては、同国との外交関係を設立することに“ careful consideration ”を払うことを求めた(本文第15項)⁸⁴⁾。当時、EU加盟国中まだ9カ国が北朝鮮と外交関係をもたず、またEU自体も同国とかかる関係を設定していなかった。欧州議会の決議が、このような状況を打破し、2000年

82) *Bulletin of the European Union*, 2000年6月、ポイント1 .6 .42、同年9月、ポイント1 .6 .59、同年12月、ポイント1 .6 .62、2001年10月、ポイント1 .6 .53、同年11月、ポイント1 .6 .59、同年12月、ポイント1 .6 .59、2002年3月、ポイント1 .6 .53等。

筆者の知る限り、EUが北朝鮮に対し最初に人道的援助・食糧援助を行なったのは1995年秋で、欧州委員会は同国に0 .29百万エキュの人道的援助を供与することを決定した(*Bulletin of the European Union*, 1995年10月、ポイント1 .4 .57)。1995年7月末から8月中旬にかけて、北朝鮮全土は集中豪雨に見舞われ、穀物に大きな被害が出た。上記の欧州委員会の人道的援助は、これに対して供与されたものである。

83) 吉田康彦・進藤榮一『動き出した朝鮮半島 南北統一と日本の選択』(日本評論社、2000年)、165頁。

84) European Parliament resolution on relations between the European Union and the Democratic People's Republic of Korea(B5-0037/2001)”と題され、テキストは *Official Journal...*, C262 (18 September 2001)に掲げられている(英語版169 - 171頁)。前文で「若干のEU加盟国(some EU Member States)」といっているが、イタリアを指していることは明白である。

末から2001年はじめにかけての北朝鮮及びEU加盟国間の外交関係の相次ぐ開設、同国及びEU間の外交関係設定を具体化する一因となったことは間違いない。

欧州議会は、それ以前から北朝鮮に関心を寄せていたようである。例えば、1998年8月及び12月、1999年4月及び2000年10月から11月にかけて、欧州議員一行がピョンヤンを訪れている⁸⁵⁾。

北朝鮮にとっては、EU及びその加盟国と公式関係をもつことでEUの巨大市場に対するアクセスが容易となり、またインフラ整備、農業技術の向上、基幹産業の設備更新等に向けた資金協力・技術協力を期待できることになる。また、同国にとり、EUとの関係強化は政治的にも重要である。2001年1月29日付労働新聞は、ヨーロッパ諸国が北朝鮮との関係を改善しつつあることを評価し、EUは政治・経済・安全保障等の問題で外部による干渉と支配を排除し、その独自性を堅持しようとしているが、EUが北朝鮮との関係を強化する道を選択するのその外交政策の独自性のあらわれである、と論評した⁸⁶⁾。また“EU troika's visit”に関連し、2001年5月2日及び7日付同紙はほぼ同趣旨のコメントを行なっている⁸⁷⁾。同年5月14日、欧州委員会は北朝鮮との外交関係を設定した旨を発表したが、朝鮮中央通信によると、北朝鮮外務省スポークスマンは16日、われわれは、この関係設定が北朝鮮とのつながりをさらに発展させ、朝鮮半島の平和と安全に寄与しようというEUの念願から出発したものと評価し歓迎する、われわれは、今後もEUとの関係を各分野で全面的に拡大し、発展させるよう努力するであろう、と述べた⁸⁸⁾。

EUにとっては、現在のところ、北朝鮮に対する関心は経済的というより政治的なものである。CFSPは非ヨーロッパ地域、とくに朝鮮半島のような遠隔の地域について

85)『朝鮮通信』、1998年8月3日付、5 - 6頁、同年12月10日、11日、14日付、それぞれ1、1、5 - 6頁、1999年4月5日付、6頁、2000年11月2日付、2頁。

86)2001年1月30日付『朝鮮通信』、3 - 4頁。

87)2001年5月7日及び9日付『朝鮮通信』、それぞれ5 - 7頁、7頁。

88)2001年5月18日付『朝鮮通信』、1頁。

は、その地域が不安定な状態にあれば、紛争の発生または拡大を予防するための調停にあたり、またその長期的安定に資するための各種援助を行なうことを目標に定めている如くである。ペーション首相一行は、ピョンヤンでかなりの外交上の成果をあげ、「(EUは)欧州以外の地域での調停外交に大きな一步を踏み出した。」とのコメントが行なわれた⁸⁹⁾。事実、EUとしては、一行の訪朝後、CFSPの将来に自信を深めたものと思われる。

北朝鮮との外交関係の開設に伴い、EUや欧州議会、フランスを含むEU加盟国の政府・議会の代表団が続々とピョンヤンを訪れるようになった。欧州議会では、近い将来、北朝鮮に対する交流議員団が発足するのではなかろうか⁹⁰⁾。また、今後は、EU各国から学術研究、商用、観光等の目的で多くの国民が訪朝するようになる。一方、北朝鮮からも朝鮮労働党や中央政府各省の代表団等がヨーロッパを訪れる機会が増大している。人的交流ばかりでなく、今後は北朝鮮・EU間の貿易・投資活動も活発になるであろう。

ソ連崩壊に伴い、北朝鮮経済の不振が伝えられるようになったが、その後、北朝鮮は限定的ながら対外開放政策を実施している。域外世界、とくにEU諸国との交流が各分野でひろまれば、北朝鮮は 国家体制の基幹部分は維持しつつも 、それだけ「開放と改革」の道を歩むことになる。

2002年3月14日、北朝鮮から越境、中国に入った男女25人が北京にあるスペイン大使館に駆け込み、フィリピン経由で韓国に亡命するという事件が発生した。第三国経由で韓国入りする北朝鮮の亡命者はこの数年急増しているといわれるが、この事件については、当時EU理事会の議長国であったスペインの在中国大使館への駆け込みであっただけでなく、ブレゴラット・イ・オピオルス駐中国大使が前年5月、北朝鮮

89)2001年5月4日付日本経済新聞、6面。

90)現在、欧州議会には「ASEAN・東南アジア・韓国に対する交流議員団」が存在するが、場合により、この交流議員団から韓国がはずれ、新しく韓国・北朝鮮に対する交流議員団が結成されることが考えられる。

に兼ねて信任され、また、25人の亡命者がドイツ人医師フォラツェン(Dr. Norbert Vollertsen)の支援を受けた事実⁹¹⁾を忘れてはならないであろう。3月15日付毎日新聞は、北京の坂東賢治特派員電として、同地の外交筋が、北朝鮮は対EU関係を重視し、この問題で強い態度には出ないのではないかと述べた旨を報じたが(7面)、この事件は、北朝鮮及びEU・EU加盟国(フランス及びアイルランドを含む。)間の将来の關係に、何ほどの影響を及ぼすのであろうか。

2000年10月19日、イギリスのクック(Robin Cook)外相は、ソウルで北朝鮮との外交關係の設定につき肯定的な見解を述べたが、その際、ロンドン・タイムズのオーガスト(Oliver August)記者は、「北朝鮮は、イギリスとこのような關係を結ぶことが米国による(同国の)承認の前兆(precursor)になり得る、と正確に読んでいる。」と述べた⁹²⁾。事実、北朝鮮にとり、米国との關係改善は、外交上の最優先事項の一つであるに違いない。本稿のテーマと関連性をもつ一例を挙げよう。

イギリス及び北朝鮮は、2000年11月末、ピョンヤンで外交關係の樹立について協議する局長級会談を予定していたが、韓国政府筋によると、北朝鮮側の要請でこの会談は一時延期されることになったという。当時、米国のクリントン大統領が訪朝する可能性が取沙汰され、北朝鮮は米国との協議に全力を注ぐ体制を固めつつあったため、イギリスとの会談を延期した、と報じられた⁹³⁾。(イギリス及び北朝鮮の間の会談は実現し、すでに見たように、両国は2000年12月なかば、外交關係を設定した。)

ブッシュ政権の発足後、とくに2001年9月11日の同時多発テロ事件の発生後の米国は、北朝鮮に対し、きわめて厳しい姿勢をみせるようになった。北朝鮮としては、対米イメージの改善のためにも、「遠き(EU及びEU加盟国)を柔らげる」必要性を痛感

91)フォラツェン医師は、1999年7月から北朝鮮に18ヵ月間滞在し、ドイツ緊急医師団「カップ・アナムール(Cap Anamur)のピョンヤン事務所責任者として、北朝鮮政府から親善メダルを授与されたこともあるが(1999年8月24日付『朝鮮通信』、4頁)、2000年暮、国外追放された。

92)2000年10月20日付 *The Times*, p.16.

93)2000年11月25日付朝日新聞、7面。

しているであろう。その意味で、北朝鮮がフランス及びアイルランドの両国、とくにフランスとまだ公式関係を結ぶに至っていない事実は、北朝鮮の外交にとって、いわば喉にささった魚の小骨となっているのであろう。また同時に、この事実は、現段階におけるCFSPに内在する限界を示しているであろう。

結びに代えて

冒頭で述べたように、北朝鮮とEU加盟 15カ国との2国間レベルの外交関係は、一部のEU諸国を除けば、まだ開設されたばかりである。EU加盟国のうち2カ国は、まだ北朝鮮と外交関係を設定していない。また、北朝鮮及びEU間の関係にしてもまだ非常に新しいもので、北朝鮮及び三つの欧州共同体のいずれとの間に外交関係が樹立されたかの点も判然としない。本稿は、このような状況のなかで、北朝鮮及びEU・EU加盟国間のこれまでの公式関係を、筆者が知り得た範囲で描出したものである。

北朝鮮とEU・EU加盟国との関係は、将来にわたり次第に成熟を見せ、もっと明確な姿をわれわれの眼前にあらわすことになるだろう。長期的に見れば、それは北朝鮮が抱える問題の解決に貢献すると共に、朝鮮半島における緊張を緩和し、南北二つの国の間に相互信頼の雰囲気醸成することに、それなりの役割を果たすことになるのではなかろうか。

CFSPは1993年11月に発足したが、EC加盟国間の外交面での協力は、それ以前から行なわれていた⁹⁴⁾。それにしても、EC(のちEU)は、これまでヨーロッパ域外、と

94)1969年12月1日及び2日、EC加盟国はハーグ欧州理事会で「欧州政治協力 (European Political Cooperation=EPC)の開始を宣言、加盟国間で外交政策の協議・調整が行なわれるようになった。1986年2月17日に採決された単一欧州議定書はEPCに法的基盤を与え、これがCFSPに発展したといわれる。ハーヴァード大学のホフマン教授(Stanley Hoffmann)は、ECSC創設のきっかけとなったシューマン・プランそのものがCFSPの“natural framework”であった、と述べているが(“Towards a Common Foreign and Security Policy?”in *Journal of Common Market Studies*, June 2000, p.189)、理念的にはその通りであると思う。

くに北東アジアにおける外交では影が薄かった面があったことは否定できない。しかし、見方を変えれば、西ヨーロッパ諸国(及びこれら諸国の多くにより構成されるEU)は、北朝鮮との歴史的なしがらみが少なく、国際環境さえ整えば両者間に外交関係が成立する余地はもともとあったといえる。これは、1970年代、西ヨーロッパ諸国及び中国が接近し、1975年5月には中国・EECの間に外交関係が樹立された事実を想起させるものである⁹⁵⁾。

また、筆者は、北朝鮮とEU・EU加盟国との外交関係は、国家承認論の立場から見ても非常に興味のあるテーマであるとの感想を持つ。このテーマは、今後いろいろな角度から掘り下げられることになるのではなかろうか。

最後になったが、本稿の執筆にあたり、関連資料の収集・整理には、筆者としては全力を尽したつもりである。筆者に心よく資料を提供して下さった方々には、在ヨーロッパ大使館・国際機関代表部に勤務する日本の外務省職員、東京にあるヨーロッパ諸国の大使館や国際機関代表部、そして新聞社・通信社の方々も含まれる。ほかに、至らぬ筆者に対し、さまざまな形で暖かい協力の手を差し伸べて下さった方は非常に多い。これら多数の人々の御好意に、心から感謝の念を捧げたい。断るまでもないことであるが、本稿に誤謬が含まれている場合は、一切の責は筆者に帰すべきものである。

本稿は、2002年8月末に脱稿した。

(筆者は東京家政学院筑波女子大学教授(元外務省員))

95 『外務省調査月報』、1976 / No.1、拙稿「中国と欧州経済共同体」、91 - 7頁。中国は、のちに劉山(Shan Liu)大使の任命にあたり、EECのみならず、ECSC及びユーラトムとも外交関係を設定することになった。同大使は、3共同体に対する代表として、1985年10月1日、理事会議長及び委員会委員長に信任された(EC委員会、*Bulletin of the European Economic Communities*, 1985年10月、ポイント2 .3 .58)。